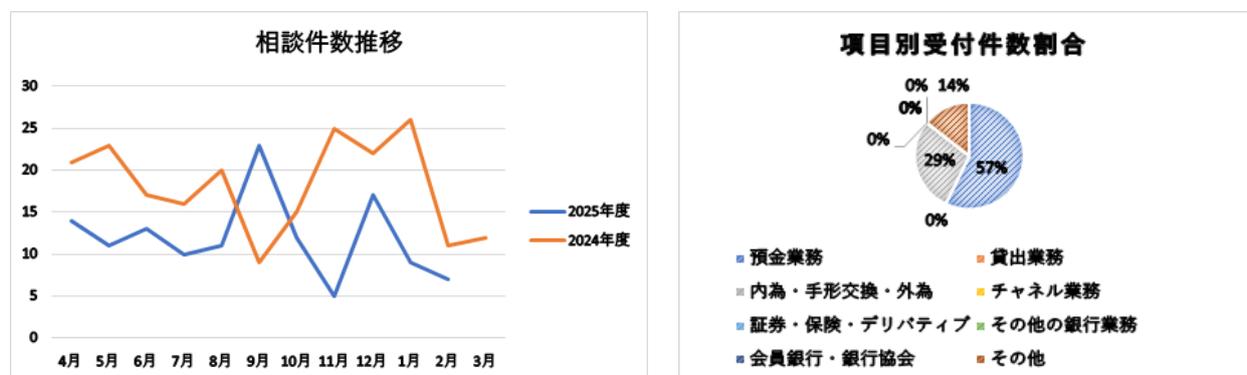


# 銀行とりひき相談所相談受付状況（2026年2月）

名古屋銀行協会  
銀行とりひき相談所

## 1. 受付件数の状況



□今月は7件と、前月に引き続き減少し、最も件数が少なかった昨年11月の5件に次ぐ低水準となった。(前月比+▲2件、前年同月比▲4件)

□項目別受付件数の割合では、「預金業務」が4件で最も多く、次いで「外国為替業務」が2件となった。(詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください)

## 2. 相談の主な内容

### □預金業務

- ・5年間出し入れしていなかった預金口座においてATMで引き出ししようと操作したところできなかつた。5年間出し入れしていないと使えなくなるのか。
- ・2/9 口座解約と定期預金満期解約の請求書を郵送で銀行へ送った。カスタマーセンターへ確認したが、どのような状況になっているか確認できないと言われた。不安である、どうすることもできないのか。

### □外国為替業務

- ・ドル紙幣を持っているがどこで両替できるか教えてほしい。

### □その他

- ・自分は後見人制度を利用して、司法書士に後見人になってもらい、自分の預金口座も管理してもらっている。最近生活費が足らなくなり、預金の引き出しを司法書士に依頼したところ、理由も言わずにできないと言われた。どうしたらよいか。

## 3. トピックス

□弊社ホームページのQ&Aや金融用語の解説をご利用ください。

日頃疑問に思う銀行業務に関してわかりやすく説明したQ&Aや、なかなか理解しづらい金融機関独特の用語についての解説などを弊社ホームページに掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください。(弊社ホームページ <https://www.nagoya-ba.or.jp/>)

銀行に関するさまざまご相談や苦情は  
銀行とりひき相談所へご連絡ください。  
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。